

路上喫煙禁止地区が指定されました

あなたの意思で、笑顔のまちへ

那覇市路上喫煙防止条例(議員提案により平成18年12月議会で制定)は、喫煙マナーの向上を図るため、市内の路上で歩きタバコをしないよう努力義務を規定しています。

今年の1月に、人の往来が激しく路上喫煙による被害などが予測される場所を「路上喫煙禁止地区」に指定しました。「路上喫煙禁止地区」では、歩きタバコだけでなく、立ち止まるとの喫煙も禁止となり、4月1日からは罰則が適用されます。

「那覇市路上喫煙防止条例」に関する

Q1 なぜ路上喫煙が禁止されるの?

A1 道路や歩道、公園など公共の場所で持ち歩く火の付いたタバコは、周囲の歩行者に火傷などの危険を及ぼす場合があります。

また、小さい子どもたちや車いす利用者の目の高さにより大変危険だからです。

Q2 「路上喫煙禁止地区」はいつから?



市民や観光客でにぎわう国際通り(トランジットモール)

※詳しくは左の地図を参考にしてください。

A2 国際通りから市役所前までの県道39号や、沖映通り、モノレール県庁前前の県道42号の一部、てんぶす那覇前広場、松尾ポケットパークを「禁止地区」にしています。

A3 路上喫煙防止条例では、「路上喫煙禁止地区」以外でも、市内の全ての道路や公園など、公共の場所で歩きタバコをしないよう努力義務を課しています。

Q4 「禁止地区」で喫煙をした場合、すぐに過料を取られるの?

A4 すぐに過料を取られることはありません。路上喫煙禁止地区で喫煙し、指導員の指導・勧告に従わない場合に、2,000円の過料を課します。

指導に従って、すぐに喫煙をやめれば過料を取られることはありません。

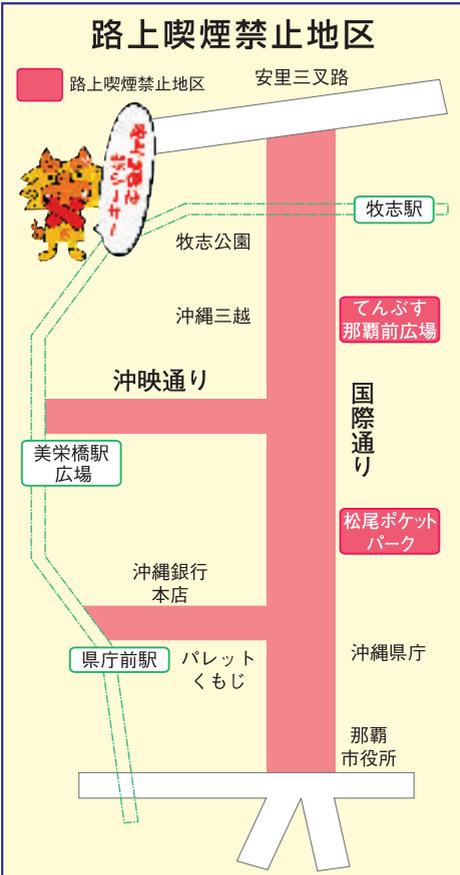
Q5 「禁止地区」では、タバコを吸える場所はあるの?

A5 「禁止地区」内、もしくはその周辺に数か所の喫煙スペースを設置する予定です。

市では、市内における健康で安全・安心な生活環境の実現を目指すとともに、観光都市那覇の快適な環境整備に努めていきます。

市民のみなさまのご理解と、ご協力を宜しくお願い致します。

お問い合わせ
お問合わせ
商工振興課
☎951-3212



那覇市の企業立地シリーズ②



笑顔で答える宮城さん(左)、上原さん(右)

今回の、県外から市内に進出してきた企業で働く沖縄の人材を紹介します。

今回は、県外から市内に進出してきた企業で働く沖縄の人材を紹介します。

この会社を選んだ理由は? (上原さん) 小さいころからゲームが好きだったからです。就職は県外も視野に入れて考

えていまして、トーセが沖縄へ進出して本格的なゲーム制作しようとしていることを聞いて、自分も一緒に加わりたいと思って就職を決めました。(宮城さん) 絵を描くことが好きな私の技術を活かすのは、印刷関係の業界しかないと思っていた頃に、学校の先生からトーセという会社が沖縄に来るという事を聞いて、ゲームのキャラクターデザイナーなどに携われるチャンスと

私は、絵を描いている瞬間がとても楽しいです。これまでに、窓口とか事務を中心

那覇市の情報やお知らせは「那覇市ホームページ」をご覧ください! <http://www.city.naha.okinawa.jp/>

Advertisement for 'Plate Court Takayasu' (プレートコート高安) featuring a map of 10 lots with prices and details. Includes a photo of a woman working in a garden.

Advertisement for 'Plate Court Takayasu' (プレートコート高安) featuring a map of the location, contact information, and a list of nearby facilities like schools and supermarkets.

Advertisement for a seminar and consultation event titled '多重債務をなくす講演会と相談会' (Seminar and Consultation to Eliminate Multiple Debts). Includes dates, location, and speaker information.